

平成23年2月28日（月）

五條市高病原性鳥インフルエンザ対策本部

担当課 農林商工観光課

0747-22-4001 内線 272、390

## 市民の皆さんへのお願い（野鳥との接し方について）

2月28日8時50分、五條市の養鶏農場において精密検査（遺伝子検査）の結果、H5亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など**通常の接し方ではヒトに感染しないと考えられています**。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

野鳥に接する場合は、以下の項目に注意し対応してください。

- (1) 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。
- (2) 野鳥など野生動物の排泄物や死亡した野鳥等に触れた場合については、手洗いとうがいを行ってください。
- (3) 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれる恐れがありますので野鳥に近付きすぎないようにしてください。  
また、不必要に野鳥を追い立てたり、捕まえたりすることも控えてください。
- (4) 野鳥の死体を見つけたら、手を触れずに、市役所または南部農林振興事務所 林業普及第1課 (0747-52-8302)へ連絡くださいますようお願いいたします。

### 【報道機関へのお願い】

- (1) 発生農場及び近隣農場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力お願いいたします。
- (3) 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。